
・リスクへの備えと対応

リスクへの備えと対応

1. 要支援者等を対象とした移動支援・送迎を行う場合、「福祉有償運送」の国土交通大臣認定講習を受講することが望ましい

➡ 全国の大員認定講習実施機関において、1～2日程度のカリキュラムで、1人 15,000 円前後で受講することが可能。受講料を、「生活支援体制整備事業」から補助している市町村もみられる。

2. 事故対応マニュアルの作成、関係者ごとの役割を協定書で確認、同意書の作成

【利用登録(または入会)申込書】(事例)

この活動は、お互いさまの支え合いの地域をつくるために行われています。
事故は起きないように努力していますが、万がイチ事故が発生した際は、契約している保険の範囲内で補償します。合意いただける場合は、利用登録(または入会)してください。
貴会の活動趣旨に賛同したので、利用の登録(または入会)をします。事故の際の補償についても了解しました。
令和 年 月 日

出所: NPO法人全国移動サービスネットワーク資料

3. 保険への加入

➡ 住民ボランティアが移動支援・送迎を行う際に加入する保険の種類は、「自動車保険」と「活動用の保険」の2つを考えることが必要。

自動車保険と活動用の保険

自動車保険

1. 年間で団体が個人や団体から車両を借り受ける保険

損保ジャパン「移動支援サービス専用自動車保険」(1年契約)

東京海上日動火災「移動サービス専用自動車保険」(1年契約)

あいおいニッセイ同和損保「移動支援サービス向け自動車保険(優先補償方式)」

2024年度は、新規受付を中止している

2. 一日だけ個人から車両を借り受ける保険

- ・あいおいニッセイ同和損保「ワンデーサポーター」
- ・東京海上日動火災保険「ちょいのり保険」
- ・損保ジャパン「乗るピタ」
- ・三井住友海上火災「1DAY保険」

出所: NPO法人全国移動サービスネットワーク資料

活動用の保険

1. 全社協「ボランティア活動保険」(無償の場合)「福祉サービス総合補償」(有償の場合)

2. 全社協「送迎サービス補償」 Aプラン(利用者用)とBプラン(乗車中の人)

出所: NPO法人全国移動サービスネットワーク資料

自動車保険と活動用の保険

ボランティアと利用者に**切れ目のない補償**が行われるよう
 保険をかける（乗車中の事故より降車後の事故のほうが多い）

| | ボランティア 自宅発 | | 送迎車にボラン ティア乗車中 | | 送迎車に利 用者乗車中 | | 買い物やサロ ンに参加中 |
|-----------------------|---------------|--|-------------------|--|----------------|--|-----------------|
| 自動車保険 | | | | | | | |
| ボランティア活動保 険（無償ボラ） | | | | | | | |
| ボランティア行事用 保険（Aプラン） | | | | | | | |
| 送迎サービス補償 （Aプラン） | | | | | | | |
| 送迎サービス補償 （Bプラン） | | | | | | | |
| 福祉サービス総合 補償（有償ボラ） | | | 傷害保険のみ | | 傷害保険 のみ | | |

出所：NPO法人全国移動サービスネットワーク資料

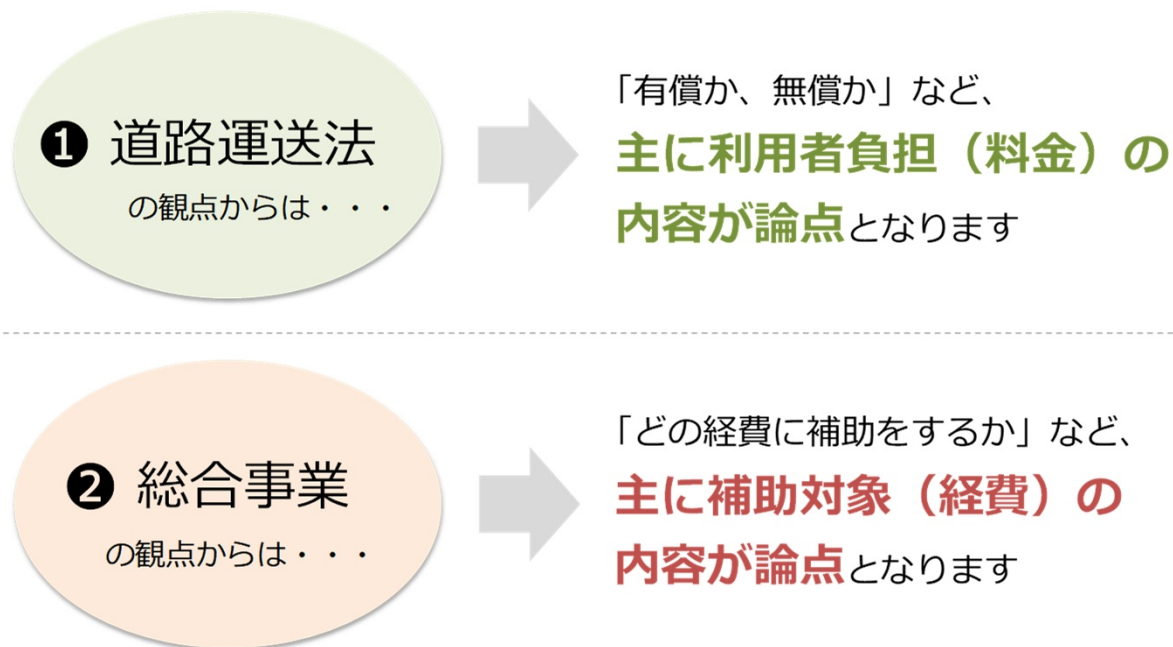
・総合事業を活用した移動支援の制度等の概要

「道路運送法」と「総合事業」の両面からの理解が必要

仮に道路運送法に基づく「許可・登録を受けずに」、移動支援・送迎を行おうとした場合、その論点の1つは、移動支援・送迎が「有償であるか否か」、すなわち「利用者等から受け取ることで“有償”とみなされるお金が何か」、「どのような料金であれば受け取っても“有償”とはみなされないか？」です。

一方で、「総合事業」は、補助等に用いる財源が、公費と介護保険料で構成されていることから、補助等の対象経費や目的に制約があります。したがって、総合事業の制度に関連する論点の1つは、「何に補助することができるか？」です。

図表 「道路運送法」と「総合事業」を理解するうえでのポイント



出典：三菱UFJ リサーチ&コンサルティング「介護保険制度等に基づく移動支援サービスに関する調査研究事業報告書」
令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

総合事業による補助等を行う移動支援・送迎の主な5つの類型

主に「どのような料金を受け取ることができるか？」



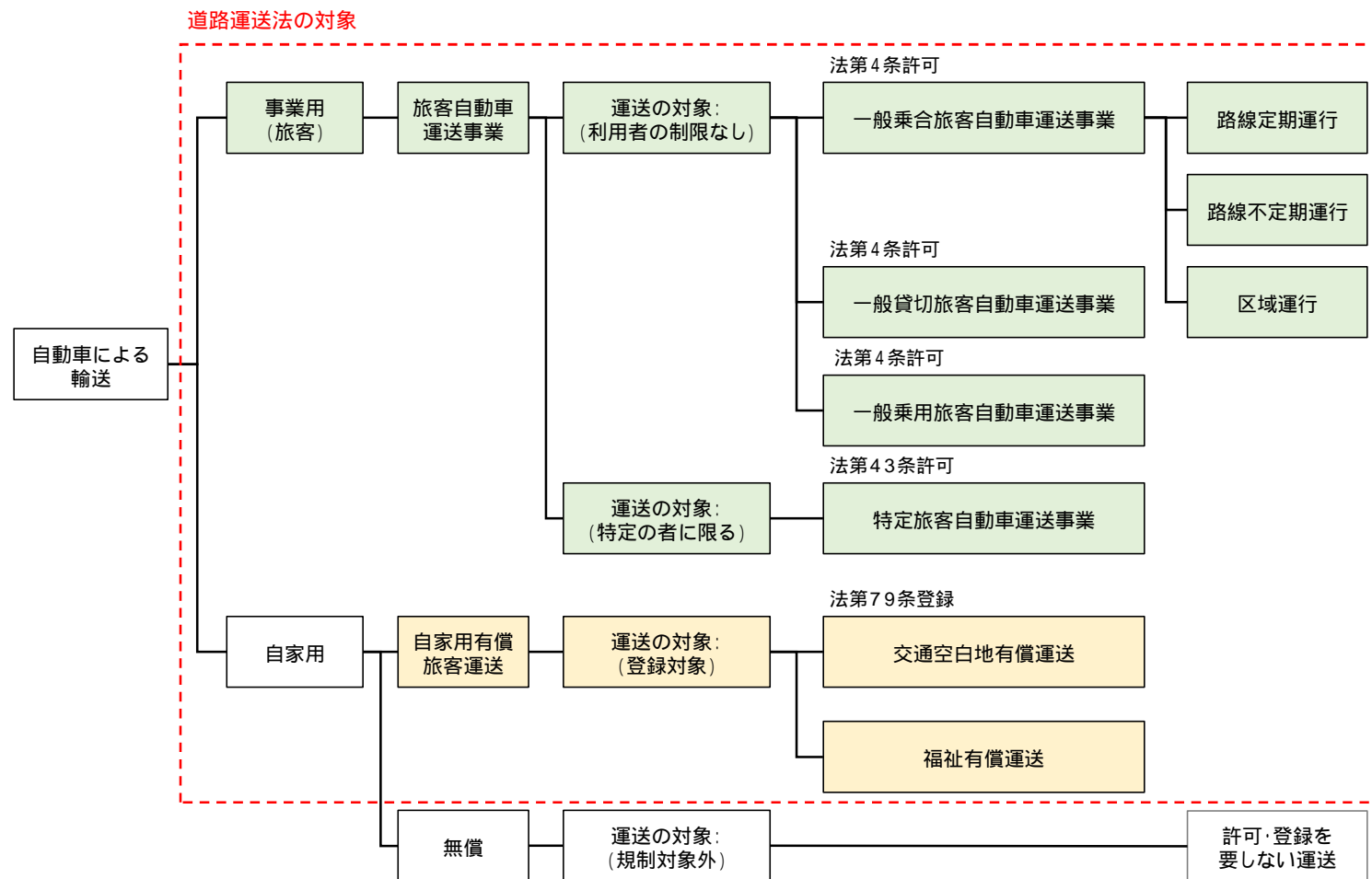
| | | 無償 | | | 有償 | |
|-------------------|---------------|--|---|----------------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| | | 許可又は登録を要しない運送 (白ナンバ) | | | 自家用有償 旅客運送 (白ナンバ) | 旅客自動車 運送事業 (緑ナンバ) |
| | | 個人・団体等 | | | NPO等 | 交通事業者 |
| | | 目的地 | 通いの場等の 利用料金 + ガソリン代等 実費 | 生活援助等 の利用料金 + ガソリン代等 実費 | ガソリン代等 実費のみ | 送迎の料金 (営利とは認められない範囲の 対価) |
| 訪問型サービスD ケース1) | 病院・ 買い物等 | | 類型 : 通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援 | | | |
| 訪問型サービスD ケース2) | 通所A | | 類型 : 通所型サービス・通いの場の 運営主体と別の主体による送迎 | | | |
| | 通所 B | | | | | |
| | 通所C | | | | | |
| | 一般 介護予防 | | | | | |
| 通所型サービスB | ⑥ 通所B | 類型 : 通所型サービス・通い の場の運営主体と同一 の主体による 送迎 | | | | |
| 通所型サービスC | 通所C | | | | | |
| 一般介護 予防事業 | 一般 介護予防 | | | | | |
| | 病院・ 買い物等 | | 類型 : 通院・買い物等をする場合における、 一般介護予防事業による送迎 | | | |
| 訪問型サービスB | ⑩ 病院・ 買い物等 | | 類型 : 生活援助等 と一体的に提供される 送迎 | | | |
| 総合事業による 補助等なし | 制限なし | その他 (道路運送法の観点にのみ留意) | | | | |

主に「何に補助することができるか？」



道路運送法に基づく事業区分の全体像

図表 道路運送法における旅客輸送に係る事業区分



ガソリン代等実費

ガソリン代等実費とは、運送(前後の回送を含む)に必要なガソリン代、有料道路や駐車場を利用した際の料金、保険料、当該運送を行うために発生した車両借料(レンタカー代)であり、これらはこの送迎を行うことではじめて発生した費用であることから、団体や運転手が利用者から受け取ることが可能です。

なお、この時の保険料とは、「ボランティア団体等による無償運送行為を対象に提供されている保険」と「レンタカーの借り受けに伴って加入する一時的な保険」が対象です(当該車両にもともと掛けられている自賠責保険や任意保険は対象外です)。

重要なポイントは、これらが「この送迎が行われなかった場合には、発生しなかったことが明らか」な費用であることです。この送迎を行うことではじめて発生した費用であれば、その送迎を利用した利用者から受け取ることが可能になります。

したがって、例えば、介護施設や幼稚園、自治会等が使用する車両が「主として送迎を要する利用者のためだけに購入・維持されている場合」(専用車両の場合)は、実費の範囲に「車両償却費」、「車検料・保険料(自賠責保険・任意保険)」等の車両維持費を含めても問題ありません。

一方で、例えばボランティアが保有するマイカーを使ってボランティア送迎を行う場合には、車両償却費や車検料、保険料(自賠責保険・任意保険)等の車両維持費は、利用者から受け取っても良い「ガソリン代等実費」には含まれません。

任意の謝礼

運送の提供者が金銭の支払いを求めず、利用者から「謝礼」として金銭等が支払われたとしても、社会通念上常識的な範囲での「謝礼」であれば、有償運送には当たりません。

ただし、運送を提供する者があらかじめ運賃表などを用意し、それに従って利用者が金銭等を支払う場合は、自発的とはいえ、任意の謝礼とはみなされません。

また、ウェブサイト等により無償の運送サービスを仲介する・紹介するサービスにおいて、謝礼の金額を入力しないとサービスが提供されなかったり、謝礼の有無・金額の多寡により利用者を選別するなどの取り扱いをする場合は、任意の謝礼とはみなされません。

施設等の送迎（デイサービスや通いの場など）

目的地であるデイサービスや通いの場等の運営団体が、当該施設等への送迎を一体的に行う場合、デイサービスや通いの場等の利用料を利用者から受け取ることは問題ありません。

また、利用者間の公平性を図る観点から、送迎の利用の有無によって、「ガソリン代等実費」の範囲で利用料に差を設けても問題ありません。

また、利用者の依頼・要望に応じて、送迎途中で商店等に立ち寄っても問題ありません。

生活支援サービスなどとの一体的な運送

ここでの「生活支援サービスなどとの一体的な運送」には、2つのタイプがあります。

1つ目は、ゴミ出しや庭の草取りなど、様々な生活支援サービスを提供するボランティア団体等において、そのサービスの1つとして送迎が位置づけられており、他の生活支援サービスと一律の料金体系である場合です。

一律の料金体系とは、例えば1回あたり 円や1時間あたり 円といったものです。なお、生活支援サービスの利用料金を300円/30分などとした場合、送迎の前後の付き添い支援の時間のみでなく、「送迎を行うボランティアの自宅と利用者の自宅の間の移動時間」、「利用者の自宅から目的地までの移動時間」も対象に含めて問題ありません。

2つ目は、例えば提供する生活支援サービスが「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」のみであるボランティア団体等において、車両を使用した送迎があくまでそれに付随して行われるものである場合です。

この場合は、「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」が有料であったとしても、車両を使用した送迎部分に特定した反対給付がない場合は、許可・登録は不要です。

また、これら2つのタイプにおいて、「 ガソリン代等実費」を追加で受け取ることも可能です。

ただし、どちらのタイプでも、実態として送迎のみを行っている場合は、タクシーと同じであり、受け取っているお金は送迎部分に特定した反対給付と見なされ、許可・登録が必要になります。

国・地方公共団体からの補助金など(第三者からの給付)

運送主体が「利用者以外から収受するもの」については、原則として「運送サービスの提供に対する反対給付」とは見なされず、許可・登録は不要です。

例として、国・地方公共団体が運送サービスを行うボランティア団体に対し、団体の職員(運転のみを行う職員及び運転・その他の業務も行う職員を含む)の人件費などに充てるものとして、団体の運営に要する費用の補助金を支出したとしても、許可・登録は不要です(なお、介護保険における通院等乗降介助についても、運送は介護報酬の対象外であるため同様の取り扱いとなる)。

運送主体が運送サービスのみを提供する団体等であったとしても問題ありません。

なお、「ガソリン代等実費」に該当する費用が、国・地方公共団体から補助されている場合は、仮に「ガソリン代等実費」の範囲であったとしても、補助金を受け取っている費用と重複した費用を利用者から受け取ることは不適切といえます。

また、当該運送サービスの提供を受ける利用者に対し、国・地方公共団体が運送利用券を直接又は間接的に給付する場合(利用者に対してタクシー券を配布する、利用料を補助する場合など)は、許可・登録が必要になります。

なお、国・地方公共団体がボランティア団体等に運送を委託する場合は、運送主体は国・地方公共団体となるため、「第三者からの給付」には該当しません(委託の場合は、例えば「運転役務の委託者から、運転役務の提供者に対して支払われる報酬」などを参照)。

国・地方公共団体の補助以外にも、第三者からの給付の例として、個々の運送行為と紐づかない寄付金・協賛金についても同様の取り扱いとなります。

自治会等の会費

市町村社会福祉協議会、地区社会福祉協議会・自治会・町内会・まちづくり協議会・マンション管理組合・老人クラブ等の地縁団体等が、会の運営経費全般に充てることを目的に受け取る会費については、その一部が送迎に係る経費に使用されたとしても問題ありません。

会費で車両を調達することや、会費から当該サービスを提供するための運転手に対して報酬を支払うことも可能です。

また、会員間の公平性を図る観点から、運送サービスの利用の有無によって、「ガソリン代等実費」の範囲で会費に差を設けても問題ありません。

ただし、「国・地方公共団体からの補助金など」とは異なり、運送に要する費用は、第三者からの給付ではなく、運送サービスの利用者を含む会員から会費として徴収するものであることから、運送サービスを提供する団体等が「実質的に運送サービスのみを提供する団体等であるとみ見なされる場合」は、許可・登録が必要になります。

ただし、その場合においても、「ガソリン代等実費」の範囲での会費の徴収であれば、許可・登録は不要です。

NPO法人等が同法人の管理下にある運転手に支払う報酬

NPO法人等からの指示に応じて、NPO法人等の管理下にある運転手(職員、登録ボランティア等)が第三者を無償で運送し、当該業務を遂行したことに對して報酬が支払われたとしても、許可・登録は不要です。

また、社会福祉法人等の運転手が、NPO法人等からの指示に応じて、NPO法人等の管理下で運送に協力する場合も同様です。

NPO法人等から運転手へ支払われる謝礼・報酬の額等については、運送主体であるNPO法人等が自由に設定することができます。

なお、仮に「ガソリン代等実費」を超える額をNPO法人等が運転手に支払うとすれば、それはこの運送が「国・地方公共団体からの補助金など」などを受けて実施されている場合や、当該NPO法人等が運送以外の活動で収益を得ている場合などが想定されます。

仲介手数料

利用者と運転手の仲介を行う者は、運送サービスの仲介を依頼した者(利用者及び運転手)から仲介手数料を受け取ることが可能です。

また、仲介者が「ガソリン代等実費」と「任意の謝礼」を代行受領し、運転手に支払うことは問題ありませんが、仲介者が受け取った仲介手数料と合わせて、「ガソリン代等実費」と「任意の謝礼」を超える範囲で、運転手に還流することはできません。

運転役務の委託者から、運転役務の提供者に対して支払われる報酬

利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任せただけであり、運転手に対して報酬が支払われたとしても、それは運転役務の提供に対する報酬であって運送の対価ではないため、許可・登録は不要です。

ただし、運送の態様又は対象となる旅客の範囲によっては、自動車運行代行業、人材派遣業等とみなされる場合があるため注意が必要です。

また、運転手の所有する自動車ではないため、事故の際のトラブルなどに注意することも必要です。

なお、車両提供者が運転役務提供者に運転をさせて、第三者である利用者の運送を行う場合は、車両提供者が自己の負担で運転役務提供者に報酬を支払うことは可能ですが、車両提供者が利用者から收受可能な金銭は「ガソリン代等実費」の範囲になります。

例えば、国・地方公共団体がボランティア団体等に運送を委託する場合は、地方公共団体が所有、もしくはリースした車両をボランティア団体等に貸し出し、その運転役務の提供をボランティア団体に委託し、報酬等を支払うこととなります。

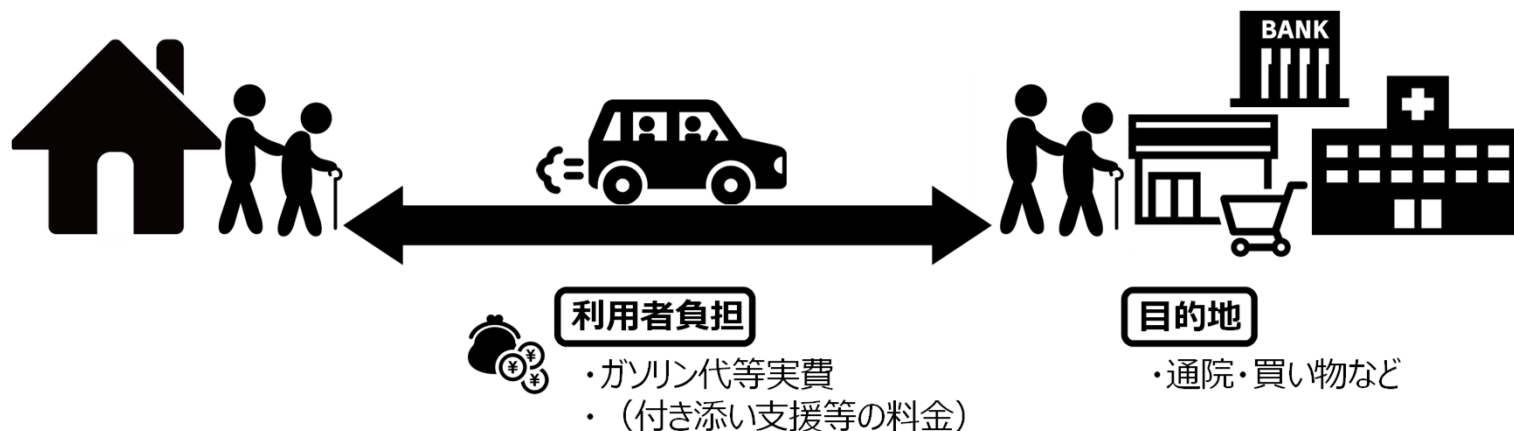
類型 : 通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援 (訪問D ケース1)

【特徴】

- 移動支援や移送前後の生活支援のみを行うものです。
- 目的地は、介護予防ケアマネジメント等により決まりますが、医療機関への通院のほか、買い物等において支援をすることも可能です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 「許可・登録不要の運送」として行う場合は、「ガソリン代等実費」のみであれば、利用者から受け取ることが可能です。
- また、例えば「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」を提供する団体等において、車両を使用した送迎があくまでそれに付随して行われるものである場合、その支援・サービスが有料であったとしても、移動支援に特定した反対給付がない場合は、許可・登録は不要です。



類型 : 通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎 (訪問D ケース2)

主に総合事業

【特徴】

- 通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」までの送迎を、「通所型サービス・通いの場の運営主体とは別の主体」が行うものです。
- 目的地は、総合事業の通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」ですが、その送迎の前後で買い物等に寄ることも可能です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 「許可・登録不要の運送」として行う場合は、送迎の利用者から「ガソリン代等実費」のみであれば、受け取ることが可能です。



類型 : 通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎 (通所B・C / 一般介護予防)

主に総合事業

【特徴】

- 「通いの場」等の運営主体が、送迎も一体的に行うものです。
- 目的地は、総合事業の通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」ですが、送迎の前後で買い物等に寄ることも可能です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 通いの場等の利用者からは、通いの場等の利用料金を受け取ることができます。さらに、送迎の有無によって、ガソリン代等実費の範囲で利用料金に差を付けることも可能です。
- 利用者ごとに、送迎の利用の有無で、通いの場等の利用料金の合計(通いの場等の利用料金 + ガソリン代等実費)に差が生じることとなりますが、問題ありません。



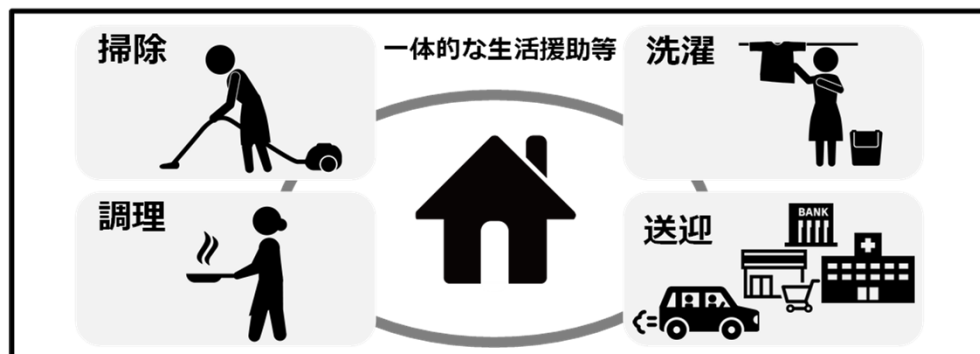
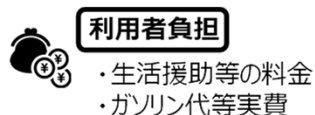
類型：生活援助等と一体的に提供される送迎 (訪問B)

【特徴】

- 様々な生活援助等を行う団体等が、その1つとして送迎を一体的に行うものです。
- 目的地は、介護予防ケアマネジメント等により決まります。生活援助等の範囲内であれば、通院のみでなく買い物等において支援をすることも可能です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 利用者からは、一律の生活援助等の利用料金を受け取ることができます。さらに送迎の場合は、ガソリン代等実費を追加で受け取ることも可能です。
- その他の生活援助と送迎の間で、利用料金の合計(生活援助等の利用料金 + ガソリン代等実費)に差が生じることにはなりますが、問題ありません。
- なお、生活援助等の利用料金を300円/30分などとした場合、送迎の前後の付き添い支援の時間のみでなく、送迎を行うボランティアの自宅から利用者の自宅の間の移動時間、利用者の自宅から目的地までの移動時間を対象に含めることが可能です。



すべての生活援助等を、同じ人が提供する必要はない。
実質的に送迎しか行っていないと判断された場合は、「生活援助等の料金」を「送迎の対価」と見なされる可能性があり、その場合は道路運送法に基づく「許可又は登録」が必要となる。

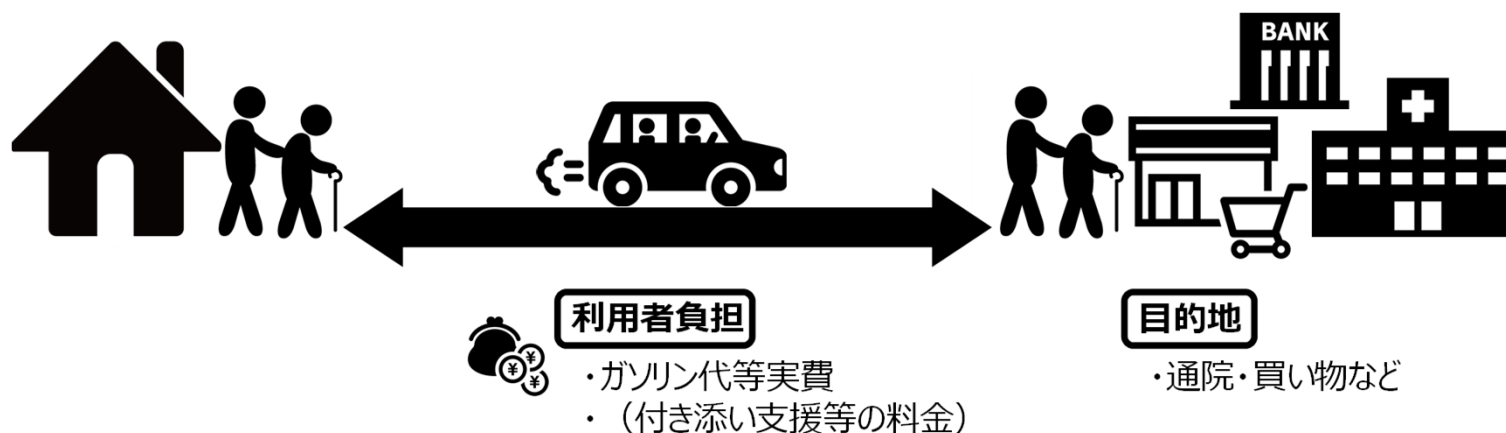
類型 : 通院・買い物等をする場合における、一般介護予防事業による送迎 (一般介護予防事業)

【特徴】

- 一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業)であり、65歳以上の高齢者が担い手(運転者や添乗者、参加者等)として行う取組を支援するものです。
- 目的地は、市町村の判断によりますが、医療機関への通院や買い物等の送迎を行うことも可能です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 「許可・登録不要の運送」として行う場合は、送迎の利用者から「ガソリン代等実費」のみであれば、受け取ることが可能です。
- また、例えば「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」を提供する団体等において、車両を使用した送迎があくまでそれに付随して行われるものである場合、その支援・サービスが有料であったとしても、移動支援に特定した反対給付がない場合は、許可・登録は不要です。



総合事業で補助できる経費について

移動支援や移送前後の
生活支援のみを行うもの

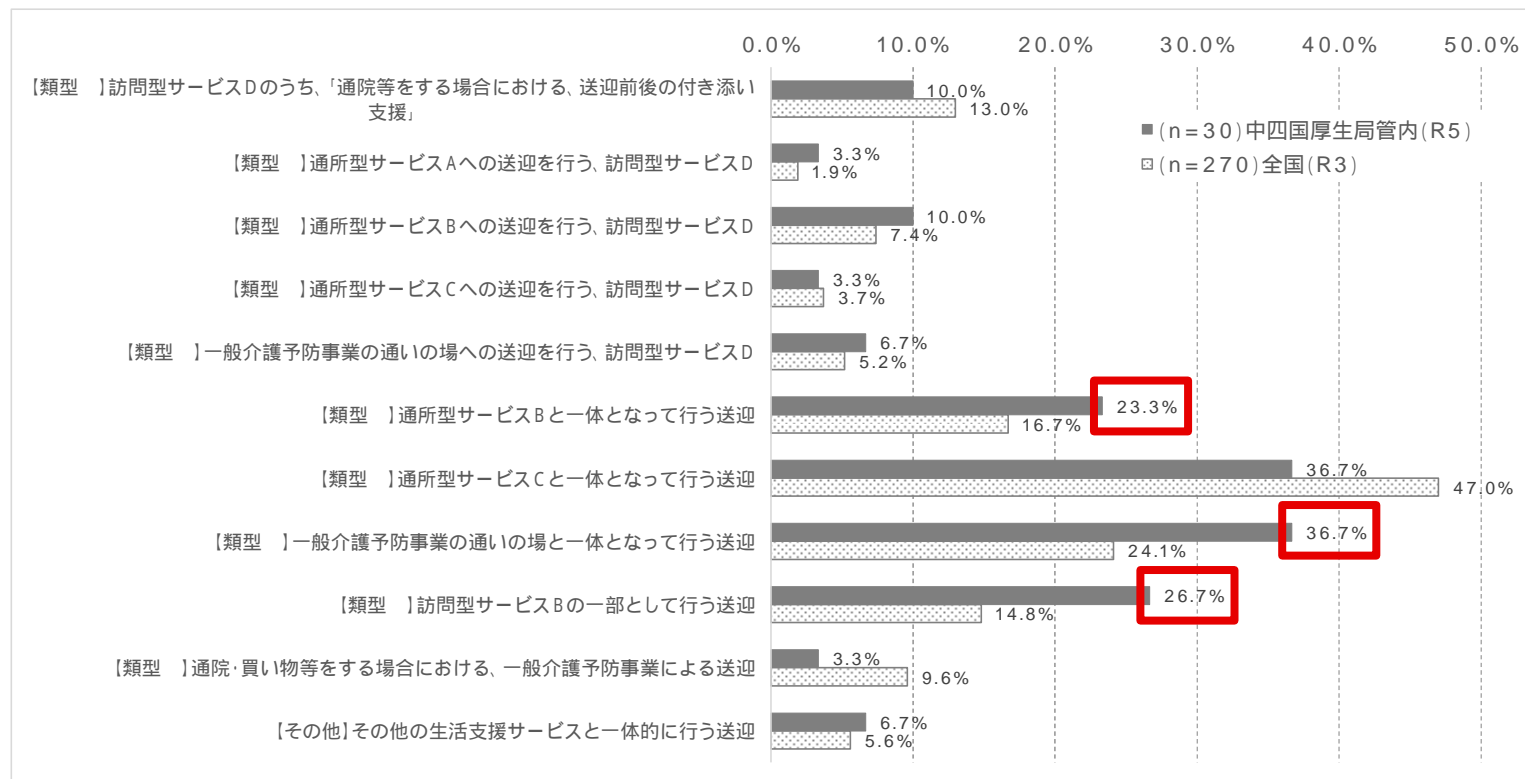
| 2024/8/5 改正後 | | 類型 | 類型 | 類型 | 類型 | 類型 |
|-----------------|------------|-----------------------------|------------------------------------|--------------------------|-------------------|-------------------------------|
| | | 通院・買い物等をする場合における送迎前後の付き添い支援 | 通所型サービス等の運営主体と別の主体による送迎 | 通所型サービス等の運営主体と同一の主体による送迎 | 生活援助等と一体的に提供される送迎 | 通院・買い物等をする場合における一般介護予防事業による送迎 |
| | | 訪問 D (ケース 1) | 訪問 D (ケース 2) | 通所 B・C / 一般介護予防事業 | 訪問 B | 一般介護予防事業 |
| 間接経費 | ボランティア奨励金 | | | | | × |
| | ガソリン代等実費 | × | | | | |
| | 自動車保険の保険料 | × | | | | |
| | 活動用の保険の保険料 | | | | | |
| | 車両維持・購入費 | × | | | | |
| | コディネーター人件費 | | | | | |
| | 家賃・通信費等 | | | | | |

中国四国厚生局管内では、「通所Bや通いの場と一体となつて行う送迎」や「訪問型サービスBの一部として行う送迎」などの割合が高い

以下の図表は、「総合事業による補助等を行う移動支援・送迎」が「既にある」市町村について、実際に実施している類型ごとの割合を示したものです。

中国四国厚生局管内では、「【類型】通所型サービスBと一体となつて行う送迎」や「【類型】一般介護予防事業の通いの場と一体となつて行う送迎」、「【類型】訪問型サービスBの一部として行う送迎」の割合が高くなっています。

< 総合事業による補助等を行う移動支援・送迎を既に実施している市町村における、類型別の実施状況(複数回答)(n=30) >



出典：一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構

「介護予防・日常生活支援総合事業に基づく移動支援サービスの効果的な運営に関する調査研究事業」、令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

三菱UFJリサーチ&コンサルティング「中山間地域等における介護予防・日常生活支援総合事業等を活用した高齢者等の移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業」、令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

・移動支援の事例

取組事例ごとの特徴の整理

| Q | A(中分類) | A(小分類) | 市町村名 |
|---|---|---|-------------------|
| Q1_地域のタクシー事業者と連携した取組はできませんか？ | A1-1_住民同士の相乗りをコーディネートし、利用料とタクシー料金の差額を補助する | A1-1-1_社協がコーディネート | 群馬県渋川市 |
| | | A1-1-2_地区社協等がコーディネート | 岐阜県各務原市 |
| Q2_担い手を確保するための工夫には、何がありますか？ | A2-1_事務局機能を整え、ボランティアが活動しやすい環境を創出する | A2-1-1_生活支援体制整備事業で拠点を整備 | 愛知県豊明市 |
| | | A2-1-2_マッチング業務を委託 | 大阪府大阪市 長野県喬木村 |
| | A2-1-3_ファミサポに介護部門を追加 | 静岡県袋井市・森町 | |
| | A2-2_ターゲットを絞って担い手を募集する(介護保険者証と一緒にチラシを送付) | A2-2-1_ドライバー養成研修・フォローアップ・就職説明会等 A2-2-2_SCによる担い手の発掘(社会参加 生活支援)等 | 神奈川県秦野市 静岡県函南町 |
| Q3_持続可能性の高い活動を育成するには、どのような工夫がありますか？ | A3-1_地区ごとに1つずつ核となる団体を育成する | A3-1-1_地区社協等 | 静岡県藤枝市 山口県萩市 |
| | A3-1-2_まちづくり協議会 | | 三重県名張市 |
| | A3-2_市町村に1つ核となる団体(NPO等)を育成する | - | 長野県駒ヶ根市 |
| Q4_総合事業を活用しつつ、要支援者等以外を支援する方法はありますか？ | A3-3_福祉有償を行う団体を対象に訪問Dの補助で支援する | - | 和歌山県橋本市 |
| | A4-1_総合事業以外の自主事業等と組み合わせる | A4-1-1_訪問Dと福祉有償、許可・登録不要の組み合わせ | 千葉県大網白里市 |
| | | A4-1-2_総合事業と町単独事業を組み合わせ | 滋賀県日野町 |
| | A4-2_一般介護予防事業による送迎を実施する | - | 広島県福山市 |
| A4-3_固定費として補助することで、要支援者等以外の利用を可とする(訪問B) | - | 東京都八王子市 三重県名張市 | |

取組事例ごとの特徴の整理

| Q | A (中分類) | A (小分類) | 市町村名 |
|---|-------------------------------------|--------------------------------|----------|
| Q 5 車両を確保する方法には何がありますか？ | A 5 - 1_住民が参加しやすいようにリース車両を使用する | A 5 - 1 - 1_社協がリースした車両を住民組織に貸与 | 静岡県藤枝市 |
| | | A 5 - 1 - 2_住民組織がリース | 三重県名張市 |
| | A 5 - 2_住民組織等に公用車(リース含む)を貸与する | - | 大阪府太子町 |
| | | - | 山口県萩市 |
| | A 5 - 3_社会福祉法人の協力を得る(地域貢献事業など) | A 5 - 3 - 1_社会福祉法人からの車両の提供 | 岡山県吉備中央町 |
| | | A 5 - 3 - 2_社会福祉法人が買い物ツアーを実施 | 山口県防府市 |
| Q 6 スーパー等と連携した取組には、何がありますか？ | A 6 - 1_店舗内で介護予防教室を実施し、買い物もできるようにする | - | 長野県喬木村 |
| | A 6 - 2_スーパー等から協賛金を得て事業費に充てる | - | 鹿児島県鹿屋市 |
| Q 7 住民主体の活動の創出に向けたプロセスには、どのようなものがありますか？ | A 7 - 1_全戸訪問アンケート調査の実施 | - | 山口県防府市 |
| | A 7 - 2_研修会や視察を通じた取組意欲の醸成 | - | 群馬県渋川市 |
| | A 7 - 3_協議体等での議論を通じた活動の創出 | - | 大分県国東市 |
| Q 8 総合事業以外にどのような財源が活用可能ですか？ | A 8 - 1_保険者機能強化推進交付金(保健福祉事業) | - | 滋賀県日野町 |
| | A 8 - 2_農山漁村振興交付金(外出支援の社会実験) | - | 大阪府太子町 |
| | A 8 - 3_地方創生推進交付金(車両のリース) | - | 山口県萩市 |
| | | | 山口県防府市 |
| | | | 岩手県花巻市 |
| | | | 静岡県藤枝市 |

(参考資料)

研修の際には、時間の関係で以降の事例の全てを詳細に説明することは困難な予定です。
詳細については、弊社ホームページに掲載されている「介護保険制度等を活用した高齢者の移動支援・送迎のための手引き」をご覧ください。

「地域の『移動』支援」に関する情報・ノウハウを弊社のHPでご紹介

調査・提言

各研究会・事業における地域包括ケア関連の調査研究レポートがご覧いただけます。

- ・地域包括ケア研究会
- ・地域包括ケア計画（介護保険事業計画）
- ・地域マネジメント／地域支援事業
- ・介護予防・日常生活支援総合事業
- ・地域の「移動」支援
- ・介護人材／外国人介護人材
- ・定期巡回・随時対応サービス
- ・看護小規模多機能型居宅介護および看護サービス
- ・その他

MURC 地域包括ケア 🔍 検索

MUFG 世界が進むチカラになる。 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

サービス ライブラリ ご案内 企業情報 ニュース 採用情報 🔍 検索 お問い合わせ English

介護保険制度等を活用した高齢者の移動支援・送迎のための手引き（令和5年4月25日更新）

本手引きは、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）・道路運送法などの関連制度のポイントや、総合事業に基づく移動支援・送迎の推進に向けた考え方、各地域の事例などについて整理しています。
令和元年度に作成した旧手引きについて、令和2年度・4年度の調査研究事業の成果を踏まえた改訂をしました。

住民主体の移動支援の取組の実現に向けて

当社は、地域における住民主体の移動支援の取組の普及・定着に向けて、地方自治体の担当者や生活支援コーディネーター、移動支援を行う団体の方などを対象に、関連する法制度や取組事例に向けたポイントなどの情報を提供しています。このほかにも、知りたい・情報提供を希望したいテーマなどがございましたら厚紙、以下のメールアドレスまでお寄せください。

移動支援ボランティアが入った方がよい「保険」とは？

介護保険制度等を活用した高齢者の移動支援・送迎のための手引き



Q1_地域のタクシー事業者と連携した取組は
できませんか？



A1-1_住民同士の相乗りをコーディネートし、
利用料とタクシー料金の差額を補助する

社協が利用調整等を行うことで、タクシーの相乗りを実現

- 一般乗用旅客自動車運送事業(ハイヤー・タクシー事業)は、1つの契約に基づき1回の運送を行うものであり、複数の契約が発生する相乗りは法律で禁止をされているが、**渋川市社協がタクシー事業者と契約、利用調整等を行うことで、タクシー事業者による地域住民の相乗りを実現**している。



(渋川市社協資料)

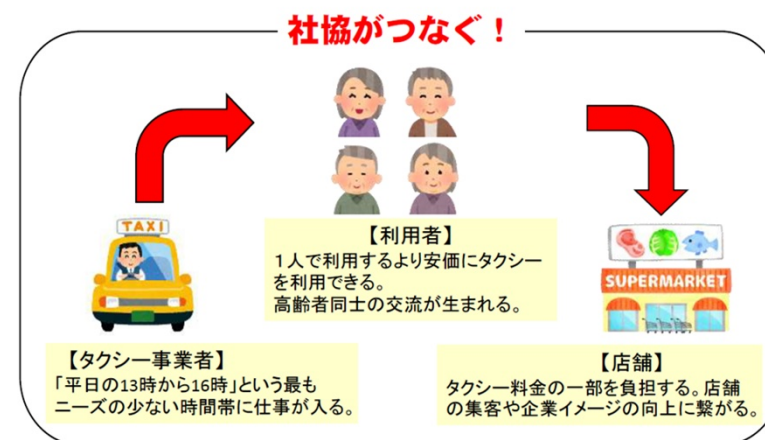
通常のタクシー料金と利用者が負担する利用料の差額を、渋川市社協が事業費として負担

- 利用者一人ひとりが距離に応じた支払いをするとともに、足りない差額を渋川市社協が事業費として負担することで、**住民が個々にタクシーを利用した場合と比較して負担額を低く抑える**ことができている。

利用者・タクシー事業者・店舗にとってWIN-WINとなる仕組みを構築

- 「あいのり」を利用して買い物に訪れる店舗についても集客効果が得られるため、**店舗からは本事業への協賛金が支払われている**。このように、社協が事務局となり、地域住民・タクシー事業者・店舗の3者がWIN-WINとなるような仕組みを構築することに成功している。
- **社協は、前日に利用者に電話をして出欠確認をする**とともに、利用者の安否確認をしています。買い物に悩みを抱えている人は生活に不安のある人が多いことから、社協にとっては本事業を実施することで、**生活に不安を抱えている人の情報収集や見守り体制の強化などにつなげることができている**。

<利用者・タクシー事業者・店舗がWIN-WINとなる仕組み>



(渋川市社協資料)

データを使って、具体的なメリットを示すことで協力者を増やす

- 買い物先となる店舗には、「延べ利用者1人あたり100円以上の協賛金を負担」してもらおうという考えであったため、最初は多くの店舗から難色を示された。しかしながら、高齢者が1回あたりの買い物で使う額などのデータを示すことで、徐々に協賛店を増やすことに成功した。
- 事業を開始した平成30年3月時点では、市内9地区のうち豊秋地区のみで実施をしたが、事業開始から1年4か月で全市展開となるとともに、令和4年現在で協賛店舗は8店舗となっている。

<協賛店を増やすために実施した買い物調査の内容>

| 調査内容 | 協賛店 |
|----------------------------|-----|
| 渋川市社協独自の高齢者買い物額調査:3,989円/週 | 1店舗 |
| 試験運行モニターの平均商品購入額:4,286円/人 | 3店舗 |
| 事業開始後の利用者平均商品購入額:5,747円/人 | 7店舗 |

- スーパーの食品における利益率20~25%
100円払っても十分利益は出る！
- 社会貢献しながら顧客単価も上がる。
最近では100円以上の協賛金をくださる店舗も現れ始める！

(渋川市社協資料)

事業費

- 「あいのり」にかかる経費には、事業費のほか、人件費2名分が計上されているが、これには協賛金のほか、渋川市社協の介護事業における利益が充てられており、行政からの補助金等はない。
- 社協の負担は、年間延べ利用者数が1,000人で約100万円、2,000人で約150万円と見込まれる。
- したがって、一人一回当たりの輸送コストは、延べ利用者数が1,000の場合で約1,000円、2,000人の場合で約750円となる。

Q 2_担い手を確保するための工夫には、何が
ありますか？



A 2 - 1_事務局機能を整え、ボランティアが活動
しやすい環境を創出する

「協同組合」と「市」との協働による活動の活性化

- おたがいさまセンター「ちゃっと」は、市内の3つの協同組合と市の4者で協働で運営されており、様々な生活支援を必要とする人と、そのお手伝いができる人(生活サポーター)のマッチングを行っている。
- 支え合いの仕組みを地域に広げるにあたり、住民が全てを担うような取組を新たに創出するのではなく、協同組合という「既存の支え合いの仕組み」の存在に着目し、市と協働することでその取組を活性化させることに成功している。

「ちゃっと」は、市が「生活支援体制整備事業」として委託しており、第2層SC6名が配置されている

- おたがいさまセンター「ちゃっと」は、「南医療生協」、「JAあいち尾東」、「コープあいち」の3つの協同組合と豊明市の4者が協働で運営しており、豊明市が「ちゃっと」の事務局である南医療生協に「生活支援体制整備事業」として委託をしている(約800万円/年)。
- 「ちゃっと」には、第2層の生活支援コーディネーター6名が配置されており、そのお手伝いができる人(生活サポーター)のマッチングなどを行っている。
- マッチング以外にも、新規の利用希望などがあった場合にはご自宅を訪問し、ニーズや生活課題の把握、生活サポーターでの対応の可否の判断(難しいと判断した場合は、他の機関へつなげる)、生活サポーターの選定、生活サポーターとの同行訪問などを行っている。

<おたがいさまセンター「ちゃっと」のチラシ>



(豊明市資料)

実利用者数は、従前相当の利用者よりも多い規模に

- お手伝いをする生活サポーターは、立ち上げ当初はまず3つの協同組合で活動をしていた組合員約100名が講習を受け生活サポーターとなった後、徐々に非組合員の担い手も増加し、令和3年現在では366名となっている(ドライバーは14名)。
- 令和3年度実績で、利用者数は延べ3,414人(実利用者数は221人)となっている。令和4年現在は、約100人/月(実人数)が利用しており、従前相当の訪問型サービスの利用者数(約80人/月)よりも多い規模となっている。



時間預金の制度が、「将来、自分が困った時のために」という「おたがいさま」の気持ちを生み出す

- 「ちっと」には、非常に多くの住民が参画していますが、要因の1つとして、時間貯金の制度を設けることにより、ボランティア精神を持っている人のみでなく、「将来、自分が困った時に助けてもらいたい」という「おたがいさま」の気持ちで参加している人が多いことが考えられる。
- また、事務局機能を「ちっと」が担い、地域住民は生活サポーターとして参画するなど、地域住民が全てを担うのではなく、比較的無理なく参加できる実施体制が整っていることも、多くの生活サポーターが参画している1つの要因と考えられる。
- さらに町内会などを対象に「ちっと」の取組事例の説明会を実施していることなども、各地域での担い手の確保につながっている。

ファミリー・サポート・センター(育児部門)に、一般財源による委託で介護部門を追加

- 袋井市のファミリー・サポート・センターでは育児部門に加え、介護部門を設置しており、外出付き添い・送迎サポートをはじめとした高齢者の生活支援が実施されている。ファミリー・サポート・センターは依頼会員からの要請を受け、サポート可能な援助会員とつなぐ役割を担っている。
- 育児部門(ファミリー・サポート・センター事業)の負担割合は、国、都道府県、市が3分の1ずつであるが、袋井市では一般財源による委託で介護部門を追加することで、ファミリー・サポート・センターの活動の対象を広げることができている。

介護部門の依頼のうち、約半数が送迎・付き添い支援

- 介護部門の依頼のうち、約半数程度が送迎・付き添い支援であり、月に平均100件ほどの依頼が入っている。
- 送迎支援は、要介護認定の状況に関わらず対象であるが、外出に見守りや付き添いが必要な場合に限られている。利用料金は1時間あたり700～850円で、援助会員には同額が支払われる。

育児部門の担い手へのアプローチ

- 援助会員の登録は、育児部門と介護部門で分かれています。7割近くの会員は両方に登録している。育児部門の援助会員にも高齢者支援に参加してもらうことで、比較的若い世代を取り込むことにも成功している。

<自宅へお迎え>



<乗車の案内・見守り>



<待合室の付き添い>



<手続きのサポート>



資料:NPO法人ふぁみりあネット提供

※写真は関係者への説明用に撮影したものであり、実際の活動場面ではありません

Q 3_持続可能性の高い活動を育成するには、
どのような工夫がありますか？



A 3 - 2_市町村に1つ核となる団体(NPO等)を
育成する

NPO法人に様々な人材や事業を集積

- 駒ヶ根市の「NPO法人地域支え合いネット」は、「およりて森庵(通所A)」、「アトム訪問介護ステーション(訪問A)」、「生活支援事業所アトム(訪問B・D、自主事業、福祉有償運送事業)」の他、駒ヶ根市の様々な事業(認知症カフェ、認知症まちかど相談室、まちかど農園など)を受託するなど、地域共生社会の実現に向けて、地域の支え合い活動を推進する核となる団体として機能している。
- 移動支援については、「生活支援事業所アトム」において、「アトム支援(住民主体の生活・移動支援(訪問B・D、自主事業))」、「アトム便(福祉有償運送)」が実施されている。
- 法人の理事(21名)の多くは、元あるいは現任の生活支援コーディネーター(生活支援コーディネーターの任期は2年)である。



(NPO 法人地域支え合いネット資料)

訪問型サービスB・Dと自主事業を組み合わせることで、より幅広い利用・支援を可能に

- アトム支援は、要支援者等を対象とした訪問型サービスBと、要介護者などその他の利用者を対象とした自主事業から構成されており、要支援者等に限定しない、より幅広い利用者を対象とした支援を可能としている。
- さらに、買い物・通院等の付き添い支援を行う場合は、コーディネートのための事務人件費や車両維持、事務所維持などの固定費を訪問型サービスDとして補助することで、安定した事業運営が可能な補助制度が構築されている。

(長野県駒ケ根市 続き)

アトム支援(訪問B・Dの補助の概要)

- 移動支援を含む生活支援サービスでは、見守りや家事などの生活支援メニューの1つとして、「買い物・通院等への送迎・付き添い支援」がある。これらは訪問Bの補助対象となっており、要支援者等の延利用者数あたり650円が補助されている。
- 「買い物・通院等への送迎・付き添い支援」は、訪問Dの補助対象でもあり、事務人件費(月額20,000円)の他、車両・事務所の維持費などの加算が設定されている(固定費)。

| 事業名 | 対象事業 | 補助基本額 | 加算額 |
|----------------------|--|------------------------|--|
| 住民主体による訪問型サービス | 買物代行、調理、ごみ出し等の生活援助等の支援を行うこと。(1回60分以内、週2回を上限とする。) | 延利用者数に650円を乗じて得た額 | ・初回加算 新規の利用者に対して初回の訪問を行った場合、補助基本額に650円加算する。 ・遠距離訪問加算 事業所から片道4キロメートル以上の訪問を行った場合、補助基本額に300円加算する。 |
| 住民主体による訪問型サービス(移動支援) | 買物、通院、通いの場等への送迎を行うこと。(自身による交通手段がない場合に限る。) | 事務人件費 月額 20,000円 | ・車両維持加算 運行を月14回以上30回未満行った場合、補助基本額に10,000円、月30回以上の場合、20,000円加算する。 ・事務所維持加算 事務所を借り上げている場合、補助基本額に家賃の1/3以内(15,000円限度)を加算する。 |

<「アトム支援」の3つの提供パターン>

パターン① 訪問による家事支援



パターン② 買い物・通院の付き添い



パターン③ 福祉有償運送と付き添い支援の組み合わせ



時間当たりの料金は同じ

(NPO法人地域支え合いネット資料)

Q 4_総合事業を活用しつつ、要支援者等以外を
支援する方法はありますか？

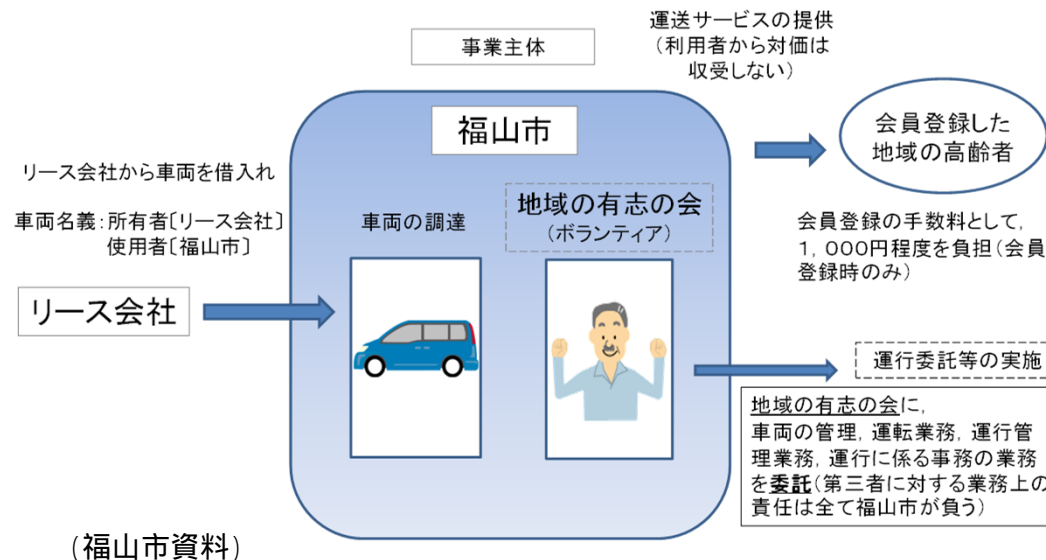


A 4 - 2_一般介護予防事業による送迎を実施する

市が車両をリースし地域に運行を委託
(一般介護予防事業)

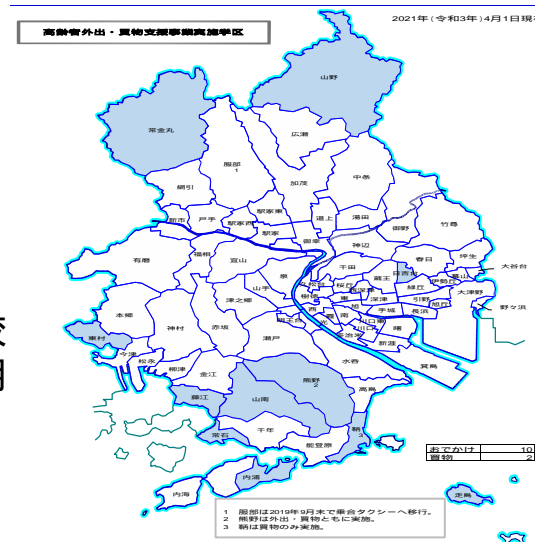
- 福山市が車両をリースし、地域の有志の会(ボランティア)に運行を委託している。
- 委託内容は、車両の管理、運行業務、運行管理業務、運行に係る事務等であり、事業主体は福山市となる。利用者から対価は收受せず、必要な経費は基本的には全額を委託費で賄っている。
- リース料と委託料の合計額の上限は年間150万円であり、例えば大型の車両をリースした場合は委託料が下がるなど、地域が実情に応じて判断している。

< 福山市高齢者外出支援事業の実施イメージ >



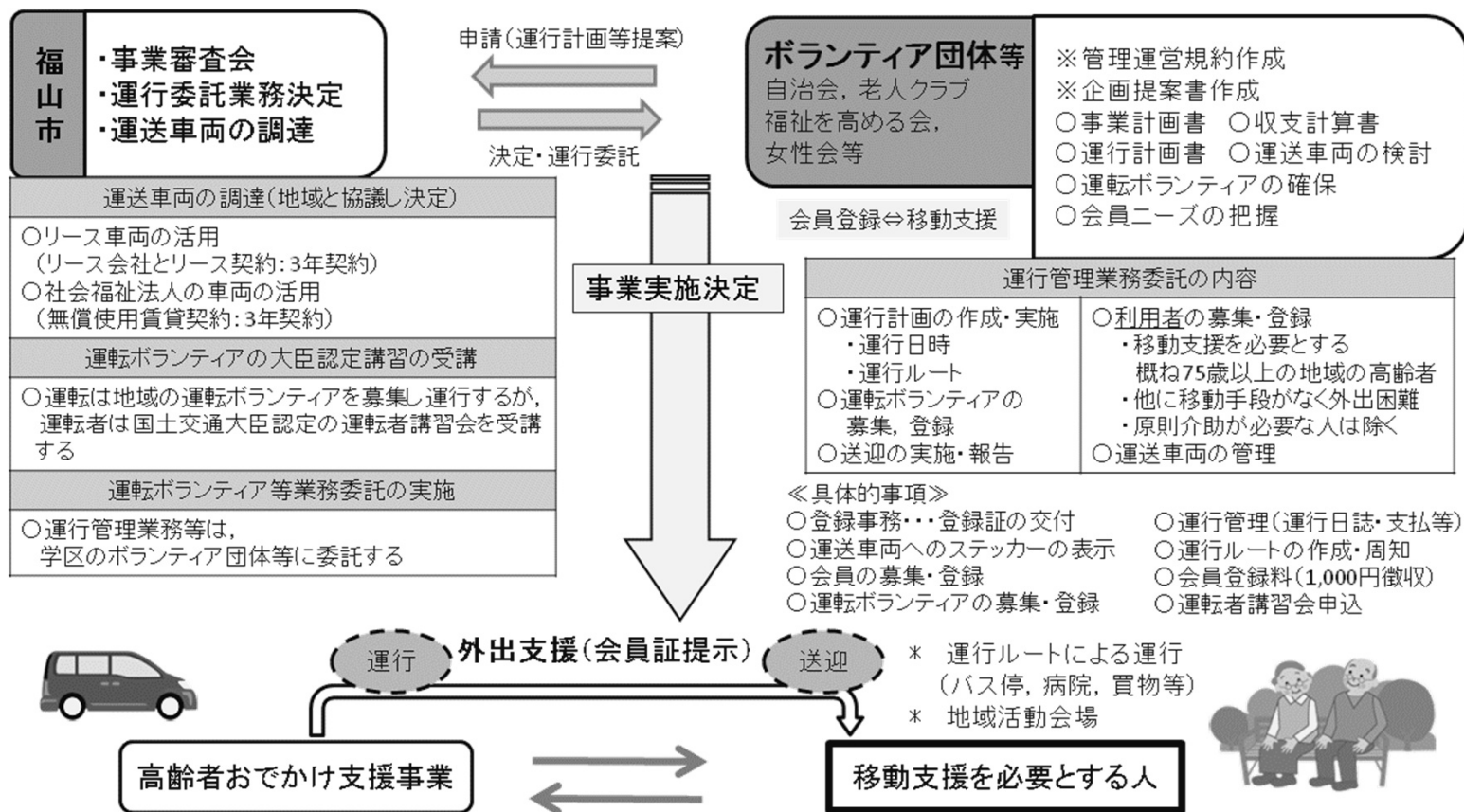
バス路線との競合はNGで、地域は高齢者外出支援事業or
乗合タクシーを選択(現在は10地域で実施)

- バス路線との競合がNGであるため、対象地域は概ね郊外や過疎地となる。
- 路線・ルート案は住民が作成し、福祉部局が交通部局と事前に調整する。
- 活動は小学校区単位で、移動支援の範囲は中学校区単位。移動ニーズが中学校区単位に収まらない場合などは、別途乗合タクシーを導入するという選択肢も用意されている(乗合タクシーに移行した地域もある)。



市が実施主体も、地域が中心となって活動することが必要

< 福山市高齢者外出支援事業の実施イメージ >



(福山市資料)

住民主体による要支援者等支援事業とは？

- この業務委託は、要支援・要介護状態になっても通い続けられる地域の通いの場や居場所づくりを進めている住民団体・NPO法人等を支援することにより、地域の高齢者の閉じこもりを予防するとともに、地域住民による見守り・発見のネットワークづくりをすすめるものである。
- 「業務内容」は、住民運営による通いの場の開催及び住民主体による要支援者等への介護予防に資する活動を通じ、地域の要支援者等を支援する活動を実施、業務報告の実施等である。

支援した対象者1件につき、「活動時間」と「活動場所の確保の有無」に応じた単価を設定

- 支援した対象者1件につき、活動時間と活動場所の確保の有無に応じた単価が設定されている。
- さらに、自宅までの付き添い支援等を行った場合は、1件あたり500円を上限に加算がつく(1日あたり2回を限度)。現在は、10団体中4団体が付き添い支援を行っている(徒歩による付き添い支援を含む)。
- 単価契約とすることで、ルールや手続きを簡素にすることにもつながり、活動の負担を軽減している。
- 対象者は、要介護者、要支援者、事業対象者、および基本チェックリストを実施し、規定のいずれかの基準に該当する者

< 福山市高齢者外出支援事業の実施イメージ >

| 1日あたりの活動時間 | 単価上限 (活動場所の確保に費用が発生する又は自宅) | 単価上限 (活動場所の確保に費用が発生しない場合) |
|-----------------|-------------------------------|------------------------------|
| 1.5 時間以上 3 時間未満 | 1,500 円/件 | 1,000 円/件 |
| 3 時間以上 5 時間未満 | 2,000 円/件 | 1,500 円/件 |
| 5 時間以上 | 3,300 円/件 | 2,800 円/件 |

そのほか、対象者について自宅まで付き添い支援や当該者と協働による調理や洗濯、入浴に関する自立生活支援を行った場合、また欠席時の見守り架電等に1件あたり500円の加算が認められる場合があります

総合事業(訪問型サービスD)と町単独事業を組み合わせ、幅広い利用・支援を可能に

- 「おしゃべり会」から「要支援者等以外の一般高齢者も送迎の対象としたい」との声が挙がったことから「日野町移動支援事業補助金」は、要支援者等を対象とする「訪問型サービスD」と、要支援者等以外を対象とする町単独事業の2つを組み合わせた制度となっています。
- それぞれ、要支援者等の場合は利用者1人につき1日当たり150円、要支援者等以外の高齢者等の場合は同じく130円が補助されます(団体は社協の保険等に充当)。
- また、事故が心配との声もあったことから、自家用自動車の任意保険料として、従事者1人につき1日当たり200円を補助していますが、これについても一般財源からの補助となっています(訪問型サービスDケース では補助対象外のため)。



(日野町資料)

< 日野町移動支援事業補助金(訪問型サービスD + 町単独事業) >

| 事業概要 | 補助金額 |
|---|---|
| 移動支援に係る付添い支援等(乗車前または乗車後の屋内外における移動の付添い・介助等)の実施に要する人件費、報償費、消耗品費、通信費、保険料その他町長が必要と認める経費 | (1)要支援者等 利用者1人につき1日当たり150円 (2)要支援者等以外の高齢者等 利用者1人につき1日当たり130円 |
| 移動支援に要する自家用自動車の任意保険料 | 従事者1人につき1日当たり200円 |

(日野町資料)

Q4_総合事業を活用しつつ、要支援者等以外を
支援する方法はありますか？



A4-3_固定費として補助することで、要支援者等
以外の利用を可とする(訪問B)

「地域づくり組織」が、一括交付金を受けて様々な地域活動を展開

- 名張市では、従来の区長制度を廃止(平成21年~)し、小学校圏域ごとに15の「地域づくり組織(まちづくり協議会)」を設置(平成17年~)した。そして、「地域づくり組織」が地域課題を解決するために行う活動を支援するため、用途が自由な「ゆめづくり地域交付金」を一括交付している。
- 一括交付金(ゆめづくり地域交付金)は、市全体で約1億円であり、15地域あることから1地域あたりでは平均700万円程度(人口は平均で5,000人程度)となっています。また、それとは別に、地域づくり組織を指定管理者として、市民センターの管理運営委託をしている(合計で約1億円)。
- 総合事業の開始により、交付金のうち生活支援の一部又はすべてを総合事業の訪問Bの補助に切り替えている。










訪問Bについて要支援者等が一人以上いれば定額補助とするなど、地域の柔軟な活動を支援

- 名張市の訪問Bの補助は、各地域の活動に係る固定費を対象とした補助であり、利用する人数等に応じて変動しないことから、利用者が要支援者等であるか、その他の高齢者・障害者等であるかに関わらず、補助額を一定としている。
- これにより、地域の負担も軽減できるとともに、一括交付金と同じく、総合事業の補助においても地域の実情に応じた柔軟な活動を支援することができる枠組みとしている点が特徴である。(ただし、1地域の中で要支援者・事業対象者が最低1名いることが条件となっている)。

外出支援は7地域で実施されており、合計で年間23,000件以上の利用

- 現在(2022年)、日常生活の困りごとなどを対象とした生活支援が11地域で取り組まれており、そのうち移動が困難な方を対象とした外出支援事業は7地域で実施されている。
- 生活支援を行う場合は40万円、外出支援を行う場合は追加で110万円(車両の購入・リース可)を補助(年間)している。外出支援の利用(令和2年度実績)は、23,000件以上にのぼる。

| 地域名 | 地域づくり組織内の当該事業 実施組織名 | 事業開始年月 | 令和2年度 実績 | |
|-----------|------------------------|--|--------------|---------------|
| すずらん台 | すずらん台ライフサポートクラブ |  H20.4 | 生活支援 116件 | 外出支援 4266件 |
| 青蓮寺・百合が丘 | 生活支援ボランティア「ポパイ」 |  H23.4 | 44件 | 3556件 |
| 名張 | 隠おたがいさん |  H23.7 | 387件 | 651件 |
| つつじが丘・春日丘 | 特定非営利活動法人 生活支援 つつじ・春日丘 |  H23.11 | 347件 | 13024件 |
| 比奈知 | 助っ人の会 | H25.4 | 74件 | |
| 桔梗が丘 | 桔梗が丘お助けセンター |  H27.4 | 42件 | 1018件 |
| 美旗 | はたっこサポート運営審議会 | H28.4 | 74件 | |
| 薦原 | コモコモサポート | H29.8 | 36件 | |
| 赤目 | あんしんねっと赤目 |  H30.6 | 48件 | 1041件 |
| 川西・梅が丘 | ちよい・すけ |  H31.4 | 47件 | 165件 |
| 国津 | ささえあいネットくにつ | R3.5 | | |

(名張市資料)

- 一人一回当たり輸送コストは、110万円/地域×7地域÷23,000件 = 約335円/件である。

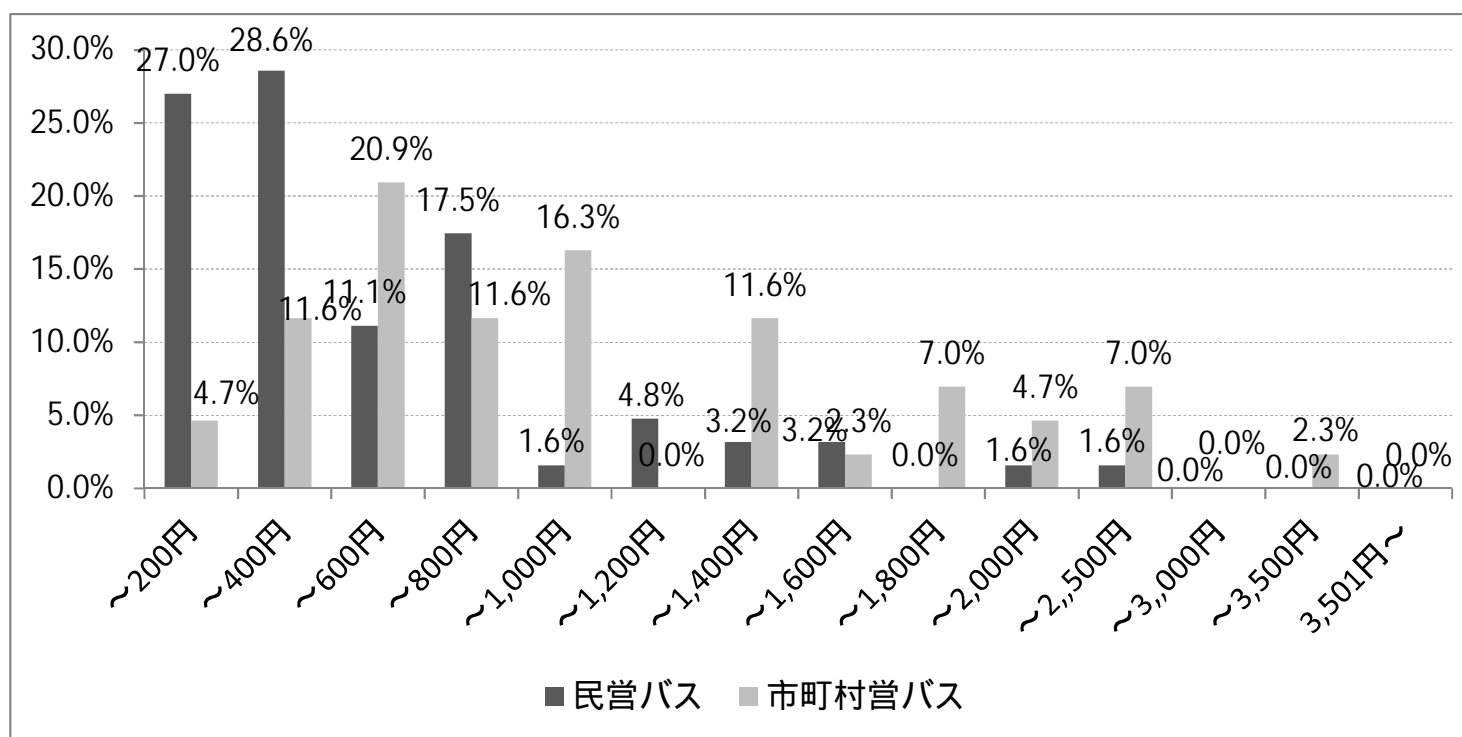
「まちの保健室」や「介護事業者」などとの連携による、ニーズの把握

- 名張市では、直営の地域包括支援センターが1カ所あり、15の小学校圏域ごとにランチである「まちの保健室」が設置されている。「まちの保健室」は、高齢者に限らず、地域における「丸ごと」の相談支援体制の核として機能している(現在は、重層的支援体制整備事業を活用)。
- 「地域づくり組織」の事務所には多くの場合「まちの保健室」が併設されており、「まちの保健室」によせられた困りごととの相談について、簡易な場合は「地域づくり組織」を紹介、必要な場合は地域包括支援センターやケアマネジャー、その他の関係機関につなぐなど、課題整理と円滑な橋渡しが行われている。
- また、「地域づくり組織」と「介護事業者」との連絡会を設けている地域もあるなど、地域の困りごとを抱えた人に関する情報を共有し、適切な支援につなげる体制が構築されている。

(参考) 移動支援にかかる利用者1人1回あたり公的負担額

利用者1人1回当たりの公的負担額をみると、民営バスでは平均値は508円、中央値は330円でした。また、市町村営バスでは、平均値は996円、中央値は795円であり、民営路線バスと比較してやや高い水準でした。

<利用者1人1回当たりの公的負担額の分布(民営バス、市町村営バス)>



出典:2016年度 東北圏社会経済白書(公益財団法人東北活性化研究センター)

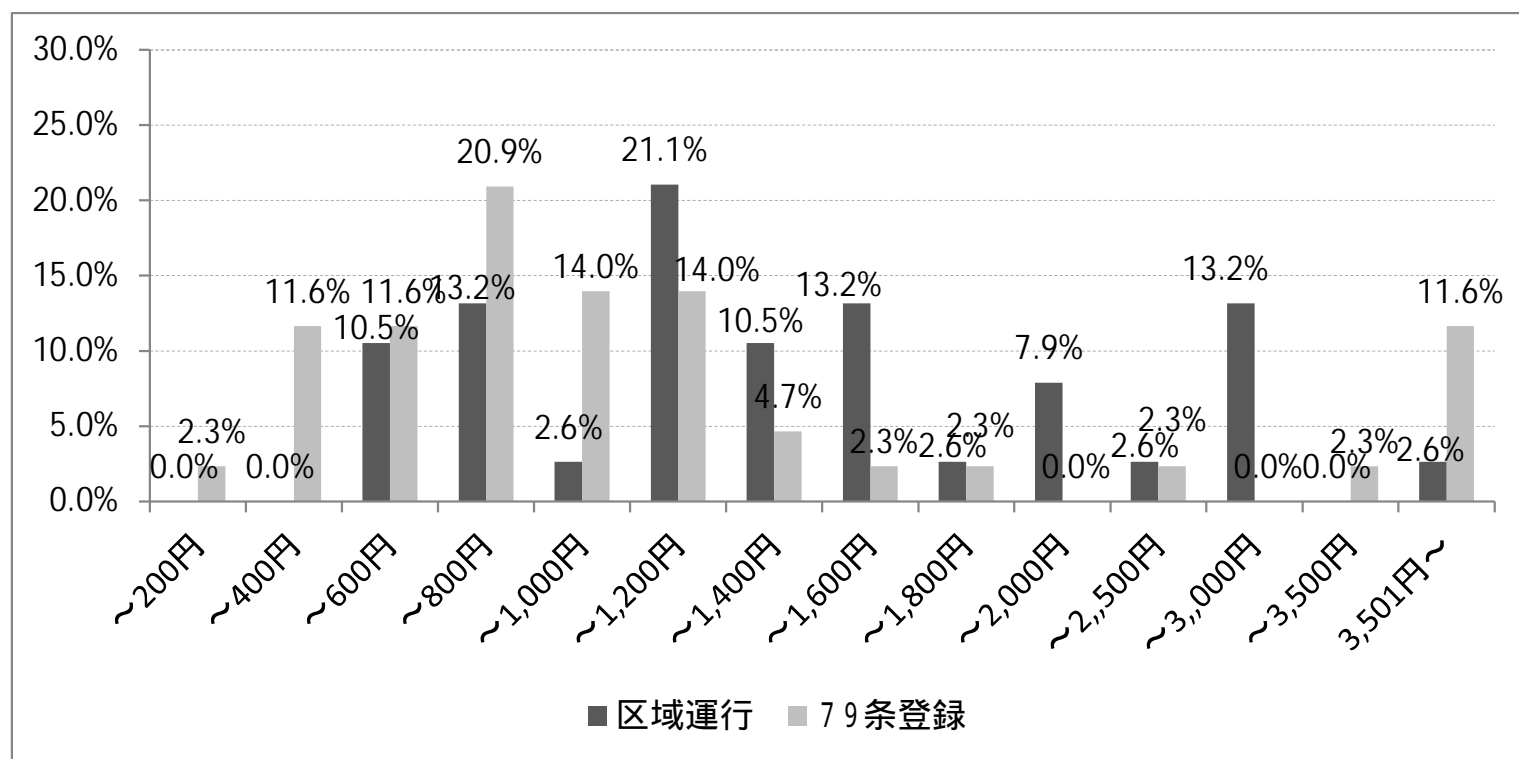
国・県・市町村の年間負担額を、年間利用者数で除した数値。利用者1人が1回利用する度に必要となる公的負担額を示す。市町村単位で算出している。

調査対象は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県下の市町村。

(参考) 移動支援にかかる利用者1人1回あたり公的負担額

区域運行の平均値は1,434円、中央値は1,243円、79条登録の平均値は1,585円、中央値は858円でした。

<利用者1人1回当たりの公的負担額の分布 (区域運行、79条登録)>



出典:2016年度 東北圏社会経済白書(公益財団法人東北活性化研究センター)

国・県・市町村の年間負担額を、年間利用者数で除した数値。利用者1人が1回利用する度に必要となる公的負担額を示す。市町村単位で算出している。

調査対象は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県下の市町村。

Q 5_車両を確保する方法には、何がありますか？



A 5 - 1_住民が参加しやすいようにリース車両を使用する

地域包括ケア推進課と地域交通課が中心となつた庁内研究会の立ち上げ

- 運転ボランティアが移動支援を行う取組は、他の自治体では事例がみられたものの、当時はまだ市内にはなく、地域包括ケア推進課として市内でもそのような取組を推進したいと考えたことから、公共交通政策室(現:地域交通課)と意見交換を行った。
- 当初は、公共交通・タクシーとの競合が懸念されることから実現は難しいという感触であったが、そのような条件の中で実現可能な手法を一緒に考えていくため、平成30年7月に高齢者のための「移動支援研究会(事務局:地域包括ケア推進課)」を立ち上げた(研究会の構成メンバーは、市関係部署6部局11課室に加え、地区社会福祉協議会(5地区)、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、シルバー人材センターなど)。

「公共交通とのすみ分け」と「車両の保有」の2点の解決策について

- 住民ボランティアによる移動支援の実現に向けて課題であった「公共交通とのすみ分け」と「車両の保有」の2点の解決策について、「移動支援研究会」で丁寧な検討がなされている。
- については支援の対象者を「バス・タクシーの利用が困難な高齢者」などの条件を付し、については市が市社協に車両リース等を行うための委託をし、市社協がリースした車両を地区社協に無償貸与するスキームとするなど、関係者間での議論を通じて合意を得ることに成功している。

「高齢者移動支援研究会」での検討(H30年度)



地域の足の課題を確認



先進事例実施団体の取組研究



市の支援制度案の説明



道路運送法の制度を勉強



実施手法のアイデア検討



各地区の取組検討

(藤枝市資料)

持続可能な取組となるよう、 地区社協を核とした実施体制を

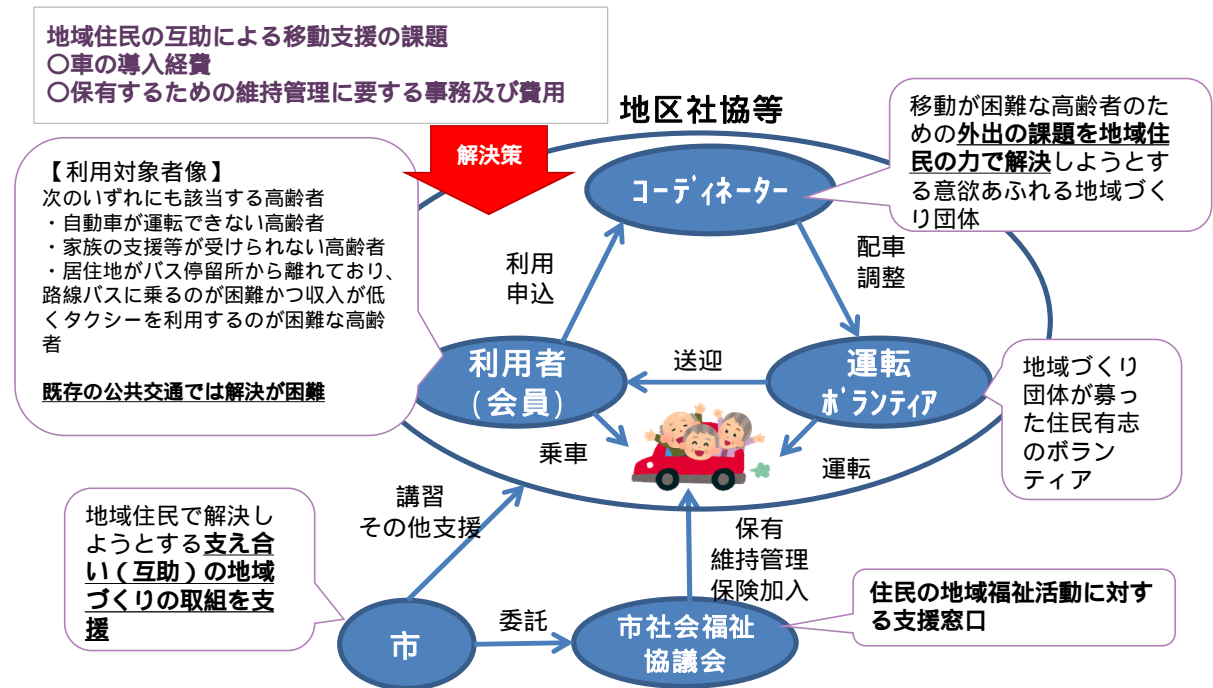
- 移動支援の取組に限られた人材の推進力のみを支えられるのではなく、活動の持続可能性を高めるため、**地区社協が主体となって地域全体で取り組む体制を構築することを条件**としている。

事例報告会などを通じて、先行する 地区の取組を横展開することに成功

- 令和元年に先行して活動を開始した西益津地区と葉梨地区の取組の事例報告会を行うなど、**他地区への横展開を図るための工夫**がなされています。結果として、**令和5年には10地区中6地区で取組が実施される見込み**となっている。

車両のリース代について、地方創生推進交付金を活用

<地域支え合い出かけっCARサービス支援事業>



(藤枝市資料)

Q 6_スーパー等と連携した取組には、
何がありますか？



A 6 - 1_店舗内で介護予防教室を実施し、
買い物もできるようにする

介護予防(体操)と生活支援(食事・買い物)、社会参加(閉じこもり防止)の一体的な実施

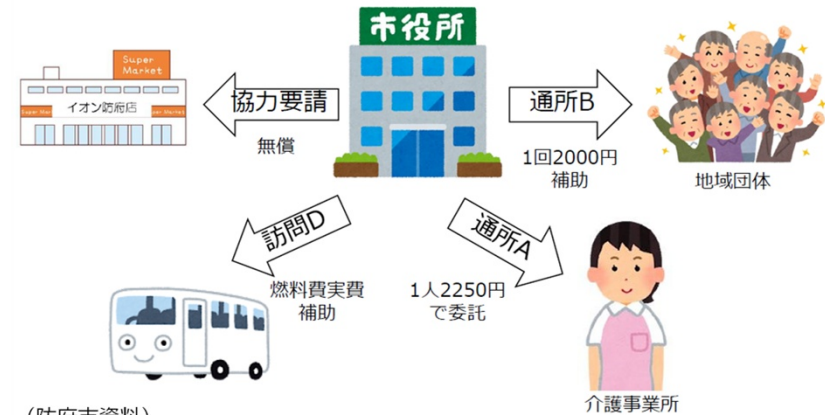
< 幸せます健康くらぶ(向島地区) >

- 防府市の向島地区で行われている「幸せます健康くらぶ」の取組は、「イオン防府店」から無償提供を受けたスペースを活用し、介護予防教室を介護事業者(通所A)が、イオン防府店までの送迎を社会福祉法人(訪問D)が、会場準備やイオン内における見守りなどを地域団体が行う(通所B)など、多様な資源を組み合わせた取組が展開されている。

< 幸せますデイステーション(西浦地区、他2地区) >

- 一般介護予防事業の「幸せますデイステーション」は、地域団体が企画運営をするとともに、介護事業者に送迎を含む介護予防教室(食事や買い物支援も合わせて実施)を依頼するという役割分担になっています(補助金は市から地域団体へ支払う)。
- 西浦地区では、介護予防教室と食事、買い物支援等を一体的に行う取組で、地域団体から「株式会社夢のみずうみ村」に依頼をして実施している。
- 介護予防教室は公民館か「夢のみずうみ村」の事業所で行い、介護予防教室が終わった後の買い物は行先を特定せず、スーパーや家電量販店など柔軟に決定している。

< 幸せます健康くらぶの仕組み >



(防府市資料)

< 幸せますデイステーション「西浦おでかけ会」の取組 >



令和2年1月8日スタート
西浦地区の65歳以上
(移動に困る人)を対象。

利用料は500円。
(昼食代は別)

第2・第4水曜日
10時半から14時半まで開催。

特徴
場所を固定せず、毎週流動的に
コースを決定。(利用者が飽き
ないようにするため)

(防府市資料)

“住民だけに負わせない”、地域の多様な主体との協働による“地域主体”の取組の創出

- 「幸せます健康くらぶ」の取組の創出は、地域とは住民だけでなく、社会福祉法人や民間企業なども含めたものであるとの考えから、住民にすべてを負わせる「住民主体」ではなく、地域の多様な主体との協働による「地域主体」の仕組みを構築するという発想に端を発している。
- 地域ケア会議で話し合われた地域のニーズと多様な地域資源を結び付けたことが、「地域主体」の取組みの創出につながったといえる。

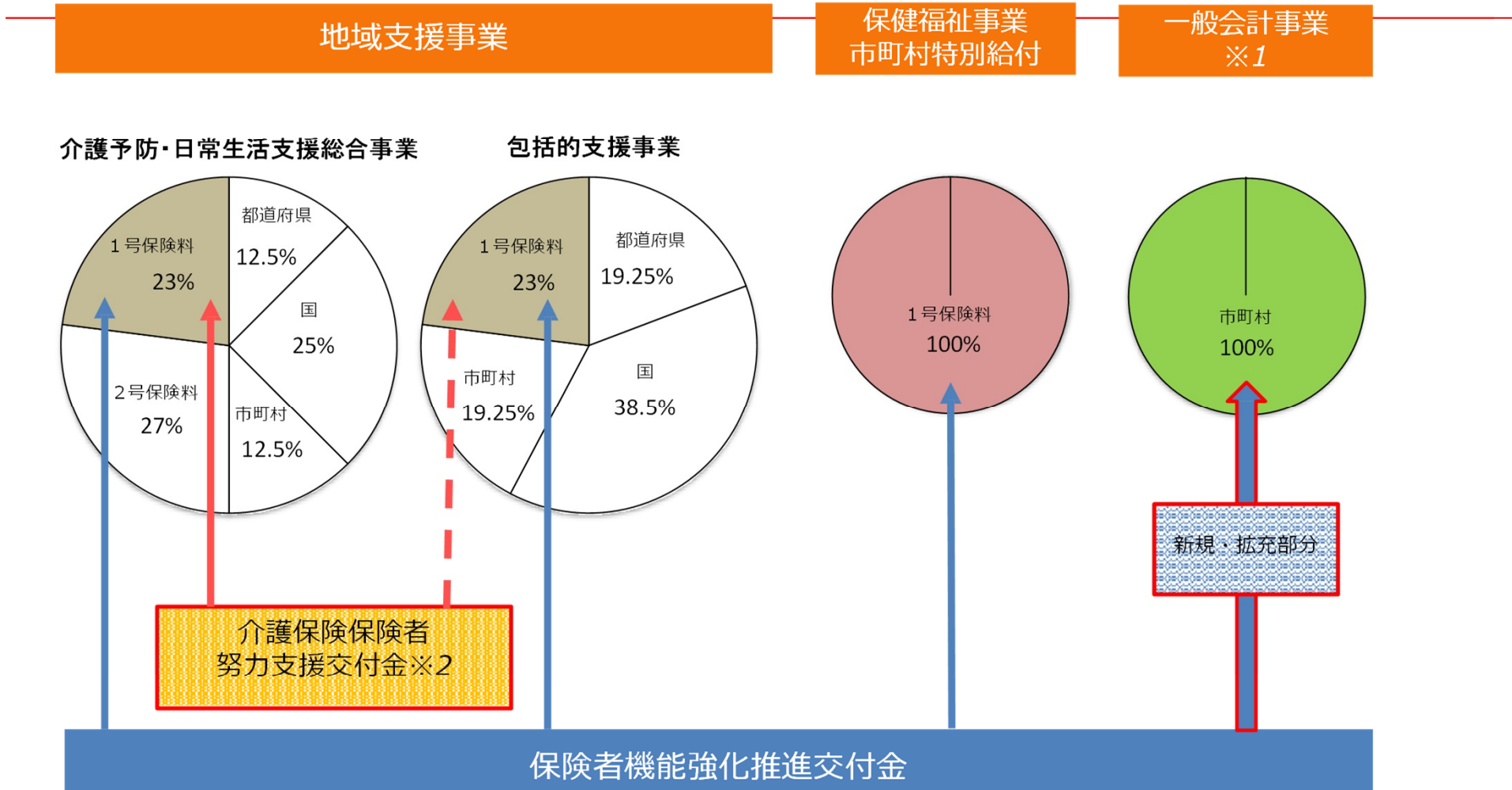
多くの小さな通いの場でなく、まずは「送迎付きの通いの場」をつくるという発想

- 「住民が主体となった小さな通いの場」を多数つくるよりは、「送迎付きの通いの場」を少数つくる方が現実的との発想から、まずはモデルとなるような取組を地域につくることから始めている。
- さらに、(最初に取り組が始まった)向島地区の取組をみた他の地域から「自分の地域でもやりたい」と手が挙がったことによって、他の地域へも横展開が進んでいる。

インセンティブ交付金を活用した保健福祉事業「元気アップクラブ」を市内10地区に展開

- 「元気アップクラブ」(保健福祉事業)は、市から介護事業者に補助をして、通いの場が身近にない人を対象に、送迎付きの通いの場を実施するものである(令和4年現在10地区で実施)。
- 現在は市内15地区に、近くに通いの場がない人であっても参加ができる「元気アップクラブ」を整備することを目指している(市が介護事業所に補助を出すことで実施)。
- 「元気アップクラブ」は保健福祉事業としており、必要な補助金は全額インセンティブ交付金が充てられている。

市町村保険者機能強化推進交付金等による財政支援



(令和2年度より)

※1 保険者機能強化推進交付金について、一般会計事業に係る高齢者の予防・健康づくりに資する取組（新規・拡充部分）に充当可能。

※2 介護保険保険者努力支援交付金について、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的継続的ケアマネジメント支援、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業に限る。）に充当可能。